

適格消費者団体による

差止請求グループワーク研修会

● **差止請求とは**
適格消費者団体が不当な勧誘・不当な契約条項・不当な表示などの事業者の不当な行為をやめるように求めることができる制度です。
争いのある場合、最終的には訴訟により解決が図られます。

オンライン参加もできます

法律家としての
経験に深みをもたせたい

消費生活相談員
の経験を
活かしたい

差止請求って
どんなことを
するの？

法律家としての
実務経験を
社会貢献に
活かしたい

適格消費者団体は
どんな活動を
しているの？

開催日時：2025年11月15日（土）午後2時～4時30分

対象：弁護士・司法書士・消費生活相談員・大学教員

場所：札幌会場と帯広会場とオンライン参加者を同時接続します

札幌会場

TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター2階
(札幌市中央区北4条西7丁目1-5 札幌ホワイトビル)

帯広会場

帯広TKPガーデンシティ帯広駅前2階
(帯広市西1条南12-8 アパホテル)

オンライン

任意の場所よりご参加ください

< 申込フォーム >



締切：11月4日（火）

申込方法：Googleフォーム (<https://x.gd/VJDJ9>)

主催：特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

電話 011-221-5884 (平日10時～16時)

e-mail info_hokkaido@hocnet1222.jp

詳しいプログラムは
裏面をご覧ください

当日のプログラム（予定）

- 1 全体講義「適格消費者団体における差止請求の流れ」
- 2 グループごとの模擬事例の検討・申入れ演習
【事例1】 賃貸借契約の原状回復等のトラブルと不当条項
【事例2】 中古自動車買取契約の代金トラブルと不当条項
- 3 グループ発表及び講評
- 4 ホクネットの活動への参加のお願い

参加を検討されている皆様へ

消費者支援ネット北海道では、今年度、消費者庁の委託事業として「差止請求制度に関する専門人材育成事業」を実施することになりました。

本事業は、消費者被害が複雑化、多様化する中で各種の事案に対応していくため、適格消費者団体の担い手として必要な専門的知見と実務能力を備えた人材の育成を目的としており、弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教員などの皆様及び関係団体からのご協力とご参加をいただく予定です。

本事業の実施により、適格消費者団体の活動の周知や充実、ひいては北海道地域における消費者被害の未然防止体制の強化につながるものと考えております。

◆本事業の概要

今回の「差止請求グループワーク研修会」は、弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教員を対象としており、模擬事例を用いた差止請求の検討・申入れ演習など、実践的な活動を体験していただきます。他に「差止請求検討会議への参加体験」も予定しております。「差止請求グループワーク研修会」に参加した方々を対象に、当団体の差止請求に関する検討会議にオブザーバーとして参加してもらい、実際の活動を体験していただきます（2025年11月～2026年2月の期間内に参加者の都合に合わせて実施します）。**いずれの事業においても、zoomによるオンライン参加が可能です。**

これらを通じて、参加された皆様に適格消費者団体の活動に対するご理解を深めていただくとともに、本事業終了後も引き続き当団体の活動に参加していただくことにつながれば一層幸甚に存じます。

この件に関してのお問合せは以下をお願いします。

本件担当者:大嶋 明子(事務局長)

電話:011-221-5884 FAX:011-221-5887

email : hocnet1222@alto.ocn.ne.jp